

もとより、文教に関する施策は、一時の思いつきによることなく、遠い将来をおもんばかり、長期的視野に立って、地道にきめこまかく着実に推進していかなければならないと思うのであります。

今後における学校教育の総合的な拡充整備そのための基本的施策については、目下、中央教育審議会において検討を進めているところであります。が、以下、当面する文教施策の若干の問題について申し述べたいと思います。

まず、初等中等教育の普及充実につきましては、教職員の資質の向上と待遇の改善をはじめ、施設設備の整備、教職員の定数の充実等についてさらに努力を重ねるとともに、特に教育の質的向上をはかるため、時代の進展と児童生徒の適性、能力に即応するよう教育内容の改善をはかりたいと存じます。また、教育の機会均等の趣旨を一そろ推し進めるため、教科書無償の完全実施、教材整備の推進等教育費の父兄負担の軽減や、身体的または地域的に恵まれない条件にある子供のための特殊教育、僻地教育の充実改善等の措置などとともに、交通安全教育及び学校給食の充実等にも意を用いてまいりたいと存じます。

また、後期中等教育については、その拡充整備を進め、働きながら学ぶ青少年のための勤労青年教育の充実等について一そろ力を注いでまいりたいと考えております。

私は、眞の教育は学級教育と家庭や地域社会における教育とが相まって行なわれるべきものであると考へております。このため、世界の諸国から敬愛され信頼される国家社会を建設し、充実した個人生活、豊かな家庭生活を築くために必要な社会教育の充実につとめるとともに、青少年の健全な育成のため、体育、スポーツの振興にも一そらの努力を続けてまいります。

第二に、私学の振興について申し上げます。

わが国の教育において占める私学の役割の重要性にかんがみ、文部省としても従来から私学振興には力を注いでまいりましたが、昨年六月、臨

時私立学校振興方策調査会の答申がありましたので、これを契機として、新たに私立大学の経常的研究費の助成を行なうこととするなど、さら進していかなければならないと思うのであります。

今後における学校教育の総合的な拡充整備そのための基本的施策については、目下、中央教育審議会において検討を進めているところであります。が、以下、当面する文教施策の若干の問題について申し述べたいと思います。

まず、初等中等教育の普及充実につきましては、教職員の資質の向上と待遇の改善をはじめ、施設設備の整備、教職員の定数の充実等についてさ

らに努力を重ねるとともに、特に教育の質的向上をはかるため、時代の進展と児童生徒の適性、能力に即応するよう教育内容の改善をはかりたいと存じます。また、教育の機会均等の趣旨を一そろ推し進めるため、教科書無償の完全実施、教材整備の推進等教育費の父兄負担の軽減や、身体的または地域的に恵まれない条件にある子供のための特殊教育、僻地教育の充実改善等の措置などとともに、交通安全教育及び学校給食の充実等にも意を用いてまいりたいと存じます。

また、後期中等教育については、その拡充整備を進め、働きながら学ぶ青少年のための勤労青年教育の充実等について一そろ力を注いでまいりたいと考えております。

私は、眞の教育は学級教育と家庭や地域社会における教育とが相まって行なわれるべきものであると考へております。このため、世界の諸国から敬愛され信頼される国家社会を建設し、充実した個人生活、豊かな家庭生活を築くために必要な社会教育の充実につとめるとともに、青少年の健全な育成のため、体育、スポーツの振興にも一そらの努力を続けてまいります。

第二に、私学の振興について申し上げます。

わが国の教育において占める私学の役割の重要性にかんがみ、文部省としても従来から私学振興には力を注いでまいりましたが、昨年六月、臨

時私立学校振興方策調査会の答申がありましたので、これを契機として、新たに私立大学の経常的研究費の助成を行なうこととするなど、さら進していかなければならないと思うのであります。

今後における学校教育の総合的な拡充整備そのための基本的施策については、目下、中央教育審議会において検討を進めているところであります。が、以下、当面する文教施策の若干の問題について申し述べたいと思います。

まず、初等中等教育の普及充実につきましては、教職員の資質の向上と待遇の改善をはじめ、施設設備の整備、教職員の定数の充実等についてさ

らに努力を重ねるとともに、特に教育の質的向上をはかるため、時代の進展と児童生徒の適性、能

力に即応するよう教育内容の改善をはかりたいと存じます。また、教育の機会均等の趣旨を一そろ

推し進めるため、教科書無償の完全実施、教材整

備の推進等教育費の父兄負担の軽減や、身体的または地域的に恵まれない条件にある子供のための

特殊教育、僻地教育の充実改善等の措置などと

ともに、交通安全教育及び学校給食の充実等にも意を用いてまいりたいと存じます。

また、後期中等教育については、その拡充整備を進め、働きながら学ぶ青少年のための勤労青年教育の充実等について一そろ力を注いでまいりたいと考えております。

私は、眞の教育は学級教育と家庭や地域社会における教育とが相まって行なわれるべきものであ

るとして考へております。このため、世界の諸国から

敬愛され信頼される国家社会を建設し、充実した

個人生活、豊かな家庭生活を築くために必要な社

会教育の充実につとめるとともに、青少年の健全

な育成のため、体育、スポーツの振興にも一そら

の努力を続けてまいります。

第二に、私学の振興について申し上げます。

わが国の教育において占める私学の役割の重

要性にかんがみ、文部省としても従来から私学振

興には力を注いでまいりましたが、昨年六月、臨

時私立学校振興方策調査会の答申により、基本的な方向

が示されましたので、その趣旨を十分勘案いたし

て申し上げます。

まず第一は、教育費の負担軽減であります。

このことにつきましては、かねてから努力を重

ねてまいりましたところであります。が、明年度は特に

父兄負担の軽減に留意し、教材整備の促進、教科

書無償の推進、就学援助の強化、遠距離通学費補

助の拡充、学校給食の普及充実につとめましたほ

か、地方公共団体の超過負担の解消を促進する等

の施策を進めたことといたしました。

そのうち、まず教材整備の促進につきまして

は、昭和四十二年度に設定いたしました教材基準

の充実を十ヵ年計画で行なうことといたし、その

創設することといたしております。

最後に、沖縄における教育につきましては、そ

の本土復帰の日の一日もすみやかならんことを熱

望しつつ、本土の教育との一体化と教育水準の向

上への努力を続けるとともに、小笠原諸島の

返還に際しては、教育条件の整備に万全を期した

ことといたしました。

以上、文教行政の当面する若干の問題について

待するものであります。

学生運動の行き過ぎ等にも関連して大学の管理運

営体制の確立が問題となつておりますが、私は、

大学が、その重要な使命にかんがみ、教育研究の

規模がますます拡大することに伴い、さらにもまた、

学生運動の行き過ぎ等にも関連して大学の管理運

営体制の確立が問題となつておりますが、私は、

大学が、その重要な使命にかんがみ、教育研究の

運営のあり方に徹底的検討を加え、自治の確保と

教育研究の充実につとめられんことを衷心より期

待するものであります。

学術につきましては、その振興の基本的施策に

ついて検討を進めてまいるとともに、科学研究費

の増額など研究環境の整備をはかることといたし

ております。

第四に、文化の振興につきましては、伝統的な

文化の保護と新しい芸術文化の創造を推進する

とともに、すぐれた文化を広く国民に普及し、特に

青少年に親しませるための施策を推進してまいる

所存であります。なお、文化行政の機構について

は、行政の能率化をはかるとともに、芸術文化に

青少年に親しませるための施設を推進してまい

る所存であります。なお、文化行政の機構について

は、行政の能率化をはかるとともに、芸術文化に

青少年に親しませるため

まして、具体的助成方策について慎重に検討を行なつて、従来行なつてきた助成の拡充改善を行なうは、新たに、経常的教育研究費について助成を行なうこととしたしました。

まず、私立学校振興会に対する政府出資金及び財政投融資資金からの融資については、合わせて三百七十億円に拡大し、私学全般の施設の改善充実に充てることとしたしました。

また、新たに私立大学の教育研究の充実向上をはかるとともに経営の健全化に寄与するため、経常的教育研究費の助成を行なうこととし、三十億円を計上いたしました。

次に、私立大学理科等教育設備整備費助成及び私立大学研究設備整備費助成につきましても、合

わせて四十五億円を計上しましたほか、私立幼稚園に対する施設費の補助の拡充等の施設を講じております。

第三は、教職員の資質向上と初等中等教育の充実であります。

まず、教職員の資質の向上と勤務条件の改善につきましては、学級編制の標準を原則として、

小・中学校いずれも最高四十五人に改めるとともに、特殊学級の増設、児童指導主事の充実等のた

めの増員をはかるほか、新たに給与改善費として十五億円を計上いたしております。

次に、僻地教育の振興につきましては、僻地の教育環境の改善等のため、引き続き各種の施設、

設備の充実をはかりましたほか、僻地派遣医の内

容の充実等を加えて総合的かつ重点的に施策を推進することとしております。

次に、特殊教育の振興につきましては、養護学校

の改善のため必要な経費を増額いたしますとともに、新たに養学校の聴能訓練設備及び特殊教育学

校宿舎設備に必要な経費を計上しております。

次に、後期中等教育の拡充整備につきましては、定期制通学制併用高等学校の設置に要する経

費の補助を行なう等引き続き定期制教育及び通信

教育の振興をはかるとともに、新たに高等学校の

創設、三文理学部の改組、十五学科の新設及び九

理数科教育に対する設備費の補助等、高等学校教育の多様化に対処するための施設及び設備等に必要な経費を計上しております。

次に、理科教育設備及び産業教育の施設設備の充実につきましては、引き続き新基準による計画的な改善充実を行なうこととしたとしております。

次に、幼児教育の重要性にかんがみ、父兄の要望にこたえて、引き続き幼稚園の普及整備のため

に必要な助成を強化いたしましたとともに、所要の教員を確保するため、私立の大学及び短期大学の教員養成課程に対する設備の補助を行なうことによ

りたしております。

また、公立文教施設につきましては、引き続き既定計画の線に沿ってその整備を進め、特に建築

単価の引き上げ、構造比率の改善、公害対策等に留意することとし、公立文教施設整備費三百十五億円を計上いたしました。

このほか、前年度に引き続き、教育課程の改善、道徳教育及び生徒指導の充実並びに教職員の研修及び研究活動の推進に必要な諸経費を計上いたしております。

第四は、高等教育の整備充実と育英奨学生事業の拡充であります。

国立学校特別会計予算につきましては、前年度の当初予算額と比較して二百三十二億円の増額を行なつた。約一千五百四億円を計上いたしました。そ

の歳入予定額は、一般会計からの繰り入れ二千四十六億円、借り入れ金二十二億円、付属病院收入

二百九十九億円、授業料及び検定料五十八億円、

学校財産処分収入五十億円、その他雑収入二十九億円であります。歳出予定額の内訳は、国立学校運営費千九百六十六億円、施設整備費五百三十八億円などであります。

国立大学の拡充整備につきましては、まず、入学志願者の急激な増加に対応するための既定

計画に沿つて、大学及び短期大学の入学定員の増加をはかり、二千七百一人の増募を行なうことによ

りました。このため大学について、一大学の

専門学校六校に各一学科を新設することにいたしました。

また、付属病院、付属研究所の整備につきましても、引

き続きその増額をはかつておられます。

また、新制大学における大学院修士課程の拡

充、付属病院、付属研究所の整備につきましても、引

き続きその増額をはかつておられます。

次に、専門的技術者育成のため既設の工業高等

専門学校六校に各一学科を新設することにいたしました。

また、公立文教施設につきましては、引き続き

既定計画の線に沿つてその整備を進め、特に建築

単価の引き上げ、構造比率の改善、公害対策等に留意することとし、公立文教施設整備費三百三十八億円を計上いたしました。

このほか、前年度に引き続き、教育課程の改

善、道徳教育及び生徒指導の充実並びに教職員の研修及び研究活動の推進に必要な諸経費を計上いたしております。

第四は、高等教育の整備充実と育英奨学生事業の

拡充であります。

国立学校特別会計予算につきましては、前年度

の当初予算額と比較して二百三十二億円の増額を行なつた。約一千五百四億円を計上いたしました。そ

の歳入予定額は、一般会計からの繰り入れ二千四

十六億円、借り入れ金二十二億円、付属病院收入

二百九十九億円、授業料及び検定料五十八億円、

学校財産処分収入五十億円、その他雑収入二十九

億円であります。歳出予定額の内訳は、国立学校運営費千九百六十六億円、施設整備費五百三十八

億円などであります。

国立大学の拡充整備につきましては、まず、大

学入学志願者の急激な増加に対応するための既定

計画に沿つて、大学及び短期大学の入学定員の増

加をはかり、二千七百一人の増募を行なうことによ

りました。このため大学について、一大学の

専門学校六校に各一学科を新設することにいたしました。

また、付属病院、付属研究所の整備につきましても、引

き続きその増額をはかつておられます。

また、新制大学における大学院修士課程の拡

充、付属病院、付属研究所の整備につきましても、引

き続きその増額をはかつておられます。

次に、専門的技術者育成のため既設の工業高等

専門学校六校に各一学科を新設することにいたしました。

また、公立文教施設につきましては、引き続き

既定計画の線に沿つてその整備を進め、特に建築

単価の引き上げ、構造比率の改善、公害対策等に

留意することとし、公立文教施設整備費三百三十八

億円を計上いたしました。

このほか、前年度に引き続き、教育課程の改

善、道徳教育及び生徒指導の充実並びに教職員の研

修及び研究活動の推進に必要な諸経費を計上いたしました。

第五は、研究費の拡大と学术の振興であります。

わが国の学術の水準を高め、ひいては国民生活

の向上に寄与するため、学術研究の推進につきま

しては引き続き努力をいたしております。

第六は、青少年の健全育成と社会教育の振興で

あります。

学科の拡充等を行なうこととにいたしました。

次に、教官当たり積算校費、学生当たり積算校

費等各大学共通の基準的経費につきましても、引

き続きその増額を行なうことを存じます。

まず、社会教育は、国民の一般的、職業的教養

の向上に大きな役割りを果たすものであり、その

普及振興は、学校教育の充実とともに、きわめて

重要なものであります。このため引き続き社会教

育指導者の養成確保に一段と意を用い、社会教育

主事等の講習会のはか、各般の指導事業の充実強化につとめております。

また、特に青少年健全育成及び家庭教育を重視

し、学校外における少年の健全指導事業の拡充、

家庭教育学級の充実強化等必要な措置を講じまし

た。なお、青少年の研修、訓練の場としての国・

公立青年の家等青少年教育施設を整備するととも

に、青少年団体等の育成も強化したいと考えてお

ります。

また、特に青少年健全育成及び家庭教育を重視

し、学校外における少年の健全指導事業の拡充、

家庭教育学級の充実強化等必要な措置を講じまし

た。なお、青少年の研修、訓練の場としての国・

公立青年の家等青少年教育施設を整備するととも

に、青少年団体等の育成も強化したいと考えてお

ります。

このほか、青少年に対する映画、テレビの影響

力にかんがみ、積極的に優良な映画、テレビ番組

の製作の奨励及び普及を促進することといたしました。

また、育英奨学生事業の拡充につきましては、大

学院奨学生及び高等学校特別奨学生の増員を中心

として引き続き事業を拡充し、また、私立大学特

度分について、百七十二億円の国庫債務負担行為

を行なうことができるとしておりました。

また、育英奨学生事業の拡充につきましては、大

学院奨学生及び高等学校特別奨学生の増員を中心

として引き続き事業を拡充し、また、私立大学特

度分について、百七十二億円の国庫債務負担行為

を行なうことができるとしておりました。

このほか、青少年に対する特別な配慮を加える等全体で十

二億円余を増額いたしております。

第五は、研究費の拡大と学术の振興であります。

このほか、青少年に対する特別な配慮を加える等全体で十

二億円余を増額いたしております。

第六は、青少年の健全育成と社会教育の振興で

あります。

このほか、青少年に対する特別な配慮を加える等全体で十

二億円余を増額いたしております。

このほか、青少年に対する特別な配慮を加える等全体で十

なうため必要な予算を計上いたしております。

また、文化財保存事業につきましては、文化財の修理、防災施設の整備等を一そろ充実することいたしておりますが、特に最近国土開発の急速な進展に伴つてその必要性を痛感されております。史跡、埋蔵文化財の保護につきましては、特別の配慮を加え、平城宮跡の買上げ及び発掘調査につきましても必要な予算を計上することいたしました。

第八は、体育、スポーツの振興であります。体育は、心身ともに健全な国民の育成をはかる上にきわめて重要な意義を持つものであります。

このため、体育、スポーツの普及につきましては、広く青少年一般にスポーツを普及奨励し、その体力の向上をはかるため、水泳プール、体育馆、運動場及び柔道場等の整備を促進し、また、スポーツテストの普及、スポーツ教室等の実施、スポーツ団体・行事の助成、指導者養成等について、引き続き必要な経費を計上いたしております。このほか、第十九回オリンピック競技大会への選手団派遣に必要な経費を補助するほか、札幌オリンピック冬季大会の実施準備経費を増額計上して、競技施設の建設、設備に一段と力を注ぐこといたしました。

第九は、国際交流の推進と教育援助の拡大であります。このため、外國人留学生教育につきましては、その受け入れ体制の強化をはかるとともに、留学生の増員及びその給与の改善を行なうことといたしております。

また、国際学術文化的交流を促進するため、引き続き教授、研究者の交流を推進するとともに、新たに日独間の文化教育に関する人物交流の促進をはかることといたしました。

なお、最近、特にアジア・アフリカ諸国に対する教育協力の要請が高まつてしまりました。

教育指導者の招致、理科設備の供与及び指導者の派遣を実施するほか、新たにアジア諸国への

留学生の派遣及び産業教育のための協力に必要な経費を計上いたしております。

さらに、ユネスコ国際協力につきましては、ユネスコ事業への参加体制の強化、日本文化研究国際会議の開催、国際大学院コースの継続等一段とその事業の推進をはかることいたしました。

以上のほか、沖縄の教育に対する協力援助費につきましては、これを増額し、別途総理府所管として計上いたしております。

以上、文部省所管予算案につきまして、その概要を御説明申し上げました次第であります。

○委員長(中村喜四郎君) この際、委員の異動について報告いたします。

本日、大谷藤之助君が委員を辞任され、その補欠として田村賢作君が選任されました。

○委員長(中村喜四郎君) 次に、会計課長の補足説明を求めます。井内会計課長。

○政府委員(井内慶次郎君) お手元にお配りいたしました昭和四十三年度予算要求額事項別表に従いまして、大臣の説明を事務的に補足させていただきます。

まず、文部省所管の一般会計予算額は、その第一ページにござりますが、前年度当初予算に比べまして、およそ六百七十九億増の六千五百二十四億九千六百三十三万七千円、国立学校特別会計の予算額は、およそ二百三十一億円増の二千五百四億三千八百六十九万六千円であります。その純計は六千九百八十三億六千七百二十万五千円となっております。この純計額は、前年度当初予算と比べて、およそ七百五十四億の増加となり、その増加率は一二・一%となつております。

なお、一ページの注にござりますように、前年度予算額のところのカッコ書きしてございますが、金額は四十二年度の当初予算額でございます。四十二年度補正予算の際に若干減額になつた事項等がござります。したがいまして三百五十円を追加計上いたしております。なお、修学旅行

十二年当初予算、カッコの外が補正後の四十二年度予算というふうにごらん願いたいと存じます。

以下、二ページから事項別表の順序に従いまして御説明を申し上げます。

まず、二ページの第一、教育費の負担軽減でございます。

その第一として、父兄負担の軽減でございます。大臣からも御説明いたしましたように、父兄負担の軽減につきましては特に重点的に予算を計上いたしました。すなわち、父兄負担の軽減の教材整備の推進の最初の事項でございますが、義務教育諸学校教材費負担金につきましては、昭和四十二年度に設定いたしました教材基準の七〇%を今後十ヵ年で八百億円資金を投入しようということでやつておりますが、その第二年目といたしまして、前年度よりも六億八百万円増の五十億円を計上いたしました。義務学校の教材費負担金につきましても同様でございます。

次に、教科書の無償の推進でございますが、約十八億三千万円の増でございます。その内容は、昭和四十三年度の小学校一年から中学校二年までの児童生徒の後期用及び転用の教科書と昭和十四年度の小学校一年から中学校三年までの児童生徒の前期用の教科書の購入費などであります。これをもしまして、義務教育の教科書無償の給与が完成することになります。なお、備考にございまますように、昭和四十四年度前期用教科書から購入価格を改定し、定価の九六%でございましたものを九九%に引き上げることといたしました。

次の事項は就学援助の強化でございます。要保護・準要保護児童生徒の就学援助につきましては、その対象はそれぞれ全児童生徒の3%及び七%で從来と変わりませんが、児童生徒数の減少等により若干金額の下回っているものもございます。しかし、その内容におきましては、学用品費の単価増大体3%、それから注にござりますが、

費の単価増おおむね一〇%などの改善を行なつておるところでございます。

次に、次の四ページにお進みをいただきたいと思ひます。が、夜間定時制の就学援助につきましては、公立文教施設の増額等に五ページの初めに遠距離通学費の補助の拡充がござりますが、これにつきましては、対象人員を六万人から七万人に一万人増加いたしました。その拡充をはかりました。

第二は、地方公共団体の超過負担の解消の促進でございます。この点につきまして、大臣から御説明いたしましたように、特に意を用いたところでございます。すなわち、まず公立文教施設整備費につきましては、備考にござりますように、構造比率の引き上げおおむね五%、それから負担率の引き上げいたしまして、離島にかかわります小・中学校の設置の補助につきましては、現行負担率が二分の一または三分の一でございますが、いずれもこれを三分の二に引き上げることにいたしました。それから、建築単価につきましては、種別によりまして若干異なっておりますが、小中の校舎で申しますと、鉄筋一〇・二%、鉄骨一一・三%、木造九・六%の引き上げを行なつております。なお、新産、工特、産炭地域等に対する負担率のかさ上げも引き続き行ない、地方公共団体の超過負担の解消に資することにいたしております。なお、公立文教の詳細な内訳は後ほどあります。なお、公立文教の詳細な内訳は後ほどあります。

別の事項で出てまいりますので、後ほどごらん願いたいと存じます。

また、政令県の給料定額につきましては、義務教育費国庫負担金の給与費において、政令四都府県について定められております。国庫負担の最高限度の定額を前年度より引き上げまして、三%に改定することにいたしております。

次に、学校給食の普及充実でございますが、

総額はそこにござりますように八十三億一千八

百六十七万九千円でございます。すなわち、まず学校給食用物資につきましては、前年度に引き続き、脱脂粉乳につきまして十二億六百十六万六千円の補助、それから次のページに参りまして、小麦粉に対しまして百グラム当たり一円の補助を継続することにいたしております。なお、義務教育諸学校の生乳使用につきましては、これを百六十万石に増加することにいたしまして、必要な補助額を農林省所管の予算書に計上することになっております。また、高度僻地学校児童生徒パン・ミルク給食費につきましては、単価の引き上げを行なうほか、新たにマーガリン等の添加物を供することといたしました。

次に、要保護及び準要保護児童生徒援助費補助は、単価の引き上げのほか、前年度に引き続き貧困市町村の設置する僻地の学校について特別の措

置を講じております。

学校栄養職員につきましての設置費の補助につきましては、共同調理場、単独校合併せますと四百十人の増員ということになります。

それから、七ページから八ページにかけまし

て、給食の施設、それから給食の設備等が出てま

りますが、主といたしまして単価の引き上げ等を行なっております。

それから、一〇ページに参りまして、学校給食用物資の低温流通化促進費補助につきましては、

前年度と同じく一ヵ所これを実施することといたしました。

それから、一〇ページに参りまして、政府出資金

は前年度と同額の十五億円であります。このほ

ど、財政投融資資金からの融資が十億円前年より

増加いたしまして二百五十五億円、これに自己調

達資金が七十億円見込まれており、貸し付け資金

総額は三百四十億円となつております。これによ

りまして、学生の増勢に伴う施設の拡充及び既設

大学等の施設整備などに遺憾なきを期しております。なお、備考にござりまするよう、貸し付け率の引き上げ、経営

条件につきまして、貸し付け率の引き上げ、経営

のオペラ、新劇などの地方公演に要する経費二千六百五十八万七千円等をそれぞれ計上いたしております。国立劇場に対しましては、一般管理費等その運営に要する補助金四億二千万円を計上いたしておられます。

次に、国立博物館、美術館等の整備につきましても、施設設備、特別展等の経費を計上して、その充実につとめることにいたしておりますが、特に東京国立博物館の東洋館の新館落成、それから四八ページに参りまして、奈良国立博物館の陳列館の新館の開始、東京国立近代美術館の新館の移転等が目立つものでございます。

次に、文化財保護の推進でございますが、まず、国宝等の保存修理、防災施設の充実につきましては、引き続きこれらに必要な経費の増額をはかり、七千五百七十七万八千円増の十億四千五百六十九万九千円を計上いたしております。

次に、史跡埋蔵文化財等の買上げ補助等の促進につきましては、最近の急速な国土開発の進展に伴い、史跡、名勝、天然記念物及び埋蔵文化財保護対策のため、史跡等の買上げ補助を約九千万円増額するとともに、昭和三十八年度から始められた平城宮跡の買上げの最終年度として一億三千六百八十二万四千円を計上いたしております。

第八の柱は、体育、スポーツの振興でございます。まず、体育・スポーツ施設の整備につきましては、水泳プールを六百カ所から六百五十カ所に、国民柔道場を十カ所から十五カ所にそれぞれ拡充し、新たに一一五一ページの下から二つ目の事項でござりまするが、野外活動施設一カ所の補助を新規計上いたしております。また、国立競技場、オリンピック記念青少年総合センターにつきましては、一般管理費等その運営に要する補助金をそれぞれ計上いたしております。

次は、体育、スポーツの普及奨励のための組織の育成と指導者の養成につきましては、明治百年を記念した全国青年大会開催費として五百万円増

の一千万五十八万円を計上する等増額につとめておりますが、その内容はおおむね前年度どおりであります。

スポートの国際交流につきましては、第十九回国際的な大会に要する経費八千五百八十三万七千円を計上いたしました。オリンピック関係の派遣費補助は五五ページの下のほうでございます。

次に、昭和四十七年二月に開催されます札幌オリンピック冬季大会の準備につきましては、国が施工主体となって整備する施設費といたしまして一五六ページの備考の(1)でございますが、

二億九千五十九万五千円、それから地方公共団体並びに札幌オリンピック冬季大会組織委員会がそれぞれ施工主体となって整備する施設費補助約六億六千万円、また選手育成強化対策費として約一億四千万円等、全体で十二億四千七百万円を計上いたします。

なお、国庫債務負担行為として國が施工主体となるものについて約三十五億円、地方公共団体並びに札幌オリンピック冬季大会組織委員会が施工主體となるものについて約六億円が認められております。

第九の柱は、国際交流の推進と教育援助の拡大でございます。

まず、留学生教育の拡充につきましては、新たにアジア諸国四カ国に對して日本人留学生を派遣する経費を計上いたしました。また、国費外国人留学生の新規受け入れ数を三十五人増員するとともに、奨学金の単価を月三万円から三万三千円に増額することいたしました。さらに日本国際教育協会に対する補助のうち騎馬留学生会館の女子寮を増築することいたしました。

次に、国際学術交流の推進につきましては、前年度に引き続き、文化協定締結国等との学者交換として千七百九十六万三千円、日米間の文化教育に関する人物交流の促進として千四百二万二千円を計上するほか、新たに日独間の文化教育に関する法律案

日本学校安全会法の一部を改正する法律案日本学校安全会法の一部を改正する法律案日本学校安全会法の一部を改正する法律案日本学校安全会法の一部を改正する法律案

おります。

次に五八ページでございますが、アジア・アフリカ諸国への教育援助の拡大の件につきましては、AA諸国への教育協力を推進するため、AA諸国の五カ国に對し、理科教育、産業教育の現職

教育のための指導者五人を派遣し、またそれぞれ

に必要な理科教育・産業教育設備を供与する経費

を計上いたしておられます。

スポートの国際交流につきましては、第十九回国際的な大会に要する経費八千五百八十三万七千円を計上いたしました。オリンピック関係の派遣費補助は五五ページの下のほうでございます。

次に、昭和四十七年二月に開催されます札幌オリンピック冬季大会の準備につきましては、国が施工主体となつて整備する施設費といたしまして一五六ページの備考の(1)でございますが、

二億九千五十九万五千円、それから地方公共団体並びに札幌オリンピック冬季大会組織委員会がそれぞれ施工主体となつて整備する施設費補助約六億六千万円、また選手育成強化対策費として約一億四千万円等、全体で十二億四千七百万円を計上いたします。

なお、国庫債務負担行為として國が施工主体となるものについて約三十五億円、地方公共団体並びに札幌オリンピック冬季大会組織委員会が施工主體となるものについて約六億円が認められております。

第九の柱は、国際交流の推進と教育援助の拡大でございます。

まず、留学生教育の拡充につきましては、新たにアジア諸国四カ国に對して日本人留学生を派遣する経費を計上いたしました。また、国費外国人留学生の新規受け入れ数を三十五人増員するとともに、奨学金の単価を月三万円から三万三千円に増額することいたしました。さらに日本国際教育協会に対する補助のうち騎馬留学生会館の女子寮を増築することいたしました。

次に、国際学術交流の推進につきましては、前年度に引き続き、文化協定締結国等との学者交換として千七百九十六万三千円、日米間の文化教育に関する人物交流の促進として千四百二万二千円を計上するほか、新たに日独間の文化教育に関する法律案

日本学校安全会法の一部を改正する法律案日本学校安全会法の一部を改正する法律案日本学校安全会法の一部を改正する法律案日本学校安全会法の一部を改正する法律案

八号)の一部を次のよう改正する。

第九条に次の二項を加える。

監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は文部大臣に意見を提出することができる。

第十二条を次のように改める。

(役員の欠格条項)

第十二条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

第十八条第二項中「特殊教育諸学校の高等部を含む。」の下に「高等専門学校」を、「生徒」の下に「学生」を加える。

第二十三条の見出し中「高等学校」の下に「高専門学校」を加える。

第三十二条の次に次の二条を加える。

(給与及び退職手当の基準)

第三十二条の二 安全会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三十七条中「生徒」の下に「学生」を加え

る。

附則 第二十二条第四項中「生徒」の下に「学生」を加える。

この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

請願者 京都市伏見区白銀町九四八 仲野 良一外二十名

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第二七〇号と同じである。

第五四三号

昭和四十三年二月八日受理
司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に
関する請願(六十通)

請願者 横浜市戸塚区戸塚町四、一一一
吉原秀雄外五十九名

紹介議員 内藤蒼三郎君

この請願の趣旨は、第二七〇号と同じである。

第五四八号 昭和四十三年二月八日受理
司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に
関する請願(六通)

請願者 山梨県甲府市塙部町一、五五八
池水澄子外五名

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第二七〇号と同じである。

第六一二号 昭和四十三年二月八日受理
司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に
関する請願(七十通)

請願者 栃木県上都賀郡西方村元城一、三
八三 大塚孟外六十九名

紹介議員 舟田 謙君

この請願の趣旨は、第二七〇号と同じである。

二月二十三日本委員会に左の案件を付託された。
一、藤原宮跡保存に関する請願(第八〇号)

一、司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に
関する請願(第八三号)(第九五号)(第九五
九〇四号)(第九〇五号)(第九五五号)(第九五
七号)(第一〇〇〇号)(第一〇〇一号)(第一〇
四八号)(第一一〇九号)(第一一一〇号)(第一
一二二号)(第一一八一号)(第一一八二号)(第一
一一八三号)(第一一二四号)

一、司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法
制化に関する請願(第一〇七五号)(第一一二七
五号)

第八〇一号 昭和四十三年二月十日受理
藤原宮跡保存に関する請願(二通)

請願者 東京都豊島区日比谷二ノ七ノ四
岸徳平外三千八百七十四名

紹介議員 小林 武君

山

藤原宮跡を完全かつ永久に保存し、日本人の心の
ふるさととして、また国民共有的文化財としてそ
の価値が十分活用されるよう、左記事項について総
合的かつ適切な対策をすみやかに講ぜられたい。

一、藤原宮跡内北部を通過する予定で計画されて
いる国道第百六十五号線のバイパス路線を変更
し、建設工事によつて遺跡が破壊されることを
防ぐこと。

二、藤原宮跡全域をただちに史跡に指定し、これ
を国有地として遺跡の保存に万全を期することを
防ぐこと。

三、藤原宮跡のみでなく、広く大和三山に囲まれ
る地域一帯の環境及び景観が無秩序に破壊され
ることを防ぐこと。

第八六三号 昭和四十三年二月十日受理
司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に
関する請願(二十四通)

請願者 佐賀県神埼郡三瀬村三瀬小学校内
中原一夫外二十三名

紹介議員 杉原 荒太君

この請願の趣旨は、第二七〇号と同じである。

学校図書館法を改正し、左記事項の実現を図られ
たい。

一、司書教諭をなるべくすみやかに発令するこ
と。

学校図書館法第五条の定めによる司書教諭を、
附則第二項を削除して発令するとともに、司書
教諭養成上の不備を改めること。

二、学校司書の制度を法制化すること。

学校司書という専門的な職制を法制化し、学校
図書館に勤務する事務職員の身分の確立と安定
する請願

を図ること。

一、学校図書館は、日本の教育を内面から刷新熱
成させる大きな要因として、その重要な使命と
役割を果たしているにもかかわらず、当局は、記
置しないで放置している。

二、したがつて、学校の現場においては、学級を
担任し、教科を担当し、教科外活動を指導し、
さらに分掌校務を処理しながら担当教諭が学校
図書館の運営にあたつては、過重勤務と
なり、やむなく、補助者としてP.T.A.その他の
援助をえて学校司書を採用するなど管理、運営
に苦心してきた。

三、この実情に対し、なるべくすみやかに改善措
置を講ずるようくりかえし要望してきたが、十
数年間放置されたまま、なんら根本的な解決を
みずかに今日に至つております、しんばうもやはや限
界にきております。

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第八六三号と同じである。

第九五七号 昭和四十三年二月十二日受理
司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に
関する請願(二十九通)

請願者 神戸市須磨区南町二ノ四ノ一二
竹田弘外二十八名

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第八六三号と同じである。

第九〇〇号 昭和四十三年二月十三日受理
司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に
関する請願(五通)

請願者 佐賀県唐津市町田一、五六〇 池
田恭子外四名

紹介議員 杉原 荒太君

この請願の趣旨は、第八六三号と同じである。

第一〇〇一号 昭和四十三年二月十三日受理
司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に
関する請願(五通)

請願者 佐賀県唐津市町田一、五六〇 池
田恭子外四名

紹介議員 杉原 荒太君

この請願の趣旨は、第八六三号と同じである。

第一〇〇二号 昭和四十三年二月十三日受理
司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に
関する請願(五通)

請願者 熊本市田迎町出仲間熊本市立託麻
中学校内 浜田皓外四名

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第八六三号と同じである。

請願者 茨城県水戸市細谷本郷町 田村邦
彦外三十一名

紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第八六三号と同じである。

第九〇五号 昭和四十三年二月十二日受理
司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に
関する請願(十号)

請願者 滋賀県大津市本堅田町堅田中学校
内 井上孝夫

この請願の趣旨は、第八六三号と同じである。

第一〇四八号 昭和四十三年二月十三日受理 司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願（五十五通）	請願者 福岡県嘉穂郡筑穂町元吉 大塚伴外五十四名 紹介議員 内藤晉三郎君 この請願の趣旨は、第八六三号と同じである。
第一一〇九号 昭和四十三年二月十四日受理 司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願（二十八通）	請願者 井本照子外二十七名 紹介議員 内藤晉三郎君 この請願の趣旨は、第八六三号と同じである。
第一一二〇号 昭和四十三年二月十四日受理 司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願（百六十五通）	請願者 山口県岩国市大字藤生 野原輝人 紹介議員 吉武 恵市君 この請願の趣旨は、第八六三号と同じである。
第一一二一號 昭和四十三年二月十四日受理 司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願（十通）	請願者 外百六十四名 紹介議員 吉武 恵市君 この請願の趣旨は、第八六三号と同じである。
第一一二二号 昭和四十三年二月十四日受理 司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願（十九通）	請願者 熊本市内坪井町二四 阪本鶴夫外九名 紹介議員 林田 正治君 この請願の趣旨は、第八六三号と同じである。
第一一二三号 昭和四十三年二月十五日受理 司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願（十通）	請願者 熊本市内坪井町二四 阪本鶴夫外九名 紹介議員 林田 正治君 この請願の趣旨は、第八六三号と同じである。
第一一二四号 昭和四十三年二月十五日受理 司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願（三十通）	請願者 山口県岩国市大字藤生 野原輝人 紹介議員 内藤晉三郎君 この請願の趣旨は、第八六三号と同じである。
第一一二五号 昭和四十三年二月十五日受理 司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願（十九通）	請願者 星宏外二十九名 紹介議員 船田 讀君 この請願の趣旨は、第八六三号と同じである。
第一一二六号 昭和四十三年二月十六日受理 司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願（五通）	請願者 栃木県宇都宮市東原町二三ノ一 紹介議員 船田 讀君 この請願の趣旨は、第八六三号と同じである。
第一一二七号 昭和四十三年二月十六日受理 司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願（五通）	請願者 北九州市若松区浅川大海田北九州 市立浅川小学校内 島田喜蔵外四名 紹介議員 内藤晉三郎君 この請願の趣旨は、第八六三号と同じである。
第一一二八号 昭和四十三年二月十五日受理 司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願	請願者 熊本市池田町三八九県学校図書館 協議会事務局内 原口長之 この請願の趣旨は、第八六三号と同じである。
第一一二九号 昭和四十三年二月十五日受理 司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願（十九通）	請願者 熊本市清水町万石四二 緒方洋子 紹介議員 吉江 勝保君 この請願の趣旨は、第二七〇号と同じである。
第一一二七二号 昭和四十三年二月十六日受理 司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願（九通）	請願者 外八名 紹介議員 林田 正治君 この請願の趣旨は、第八六三号と同じである。
第一一二七五号 昭和四十三年二月十九日受理 司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願（三十通）	請願者 茨城県水戸市梅香一ノ二ノ五三 林武史外三十名 この請願の趣旨は、第八六三号と同じである。
第一一二七六号 昭和四十三年二月二十日受理 司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願	請願者 茨城県水戸市梅香一ノ二ノ五三 林武史外三十名 この請願の趣旨は、第八六三号と同じである。
第一一二七七号 昭和四十三年二月十七日受理 司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願（三十一通）	紹介議員 沢田 一精君 この請願の趣旨は、第八六三号と同じである。
第一一二八二号 昭和四十三年二月十五日受理 司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願（十九通）	紹介議員 山下 春江君 佐久間博外十八名 この請願の趣旨は、第八六三号と同じである。
第一一二八三号 昭和四十三年二月十五日受理 司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願（二十八通）	紹介議員 内藤晉三郎君 利市立松田小学校内 宇佐美春藏 外二十七名 この請願の趣旨は、第八六三号と同じである。
第一一二八四号 昭和四十三年二月十九日受理 司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願（三十九通）	紹介議員 内藤晉三郎君 星宏外二十九名 この請願の趣旨は、第八六三号と同じである。
第一一二八五号 昭和四十三年二月十九日受理 司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願（三十九通）	紹介議員 内藤晉三郎君 市立浅川小学校内 島田喜蔵外四名 この請願の趣旨は、第八六三号と同じである。
第一一二八六号 昭和四十三年二月十九日受理 司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願（三十九通）	紹介議員 杉原 荒太君 雄外八名 この請願の趣旨は、第八六三号と同じである。
第一一二八七号 昭和四十三年二月十九日受理 司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願（三十九通）	紹介議員 船田 謙君 新潟県東頸城郡安塚町小黒中学校 内 井部重隆外五十九名 この請願の趣旨は、第八六三号と同じである。
第一一二八八号 昭和四十三年二月二十日受理 司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願（六十通）	紹介議員 内藤晉三郎君 新潟県東頸城郡安塚町小黒中学校 内 井部重隆外五十九名 この請願の趣旨は、第八六三号と同じである。
第一一二八九号 昭和四十三年二月二十日受理 司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願（三十九通）	紹介議員 内藤晉三郎君 茨城県水戸市梅香一ノ二ノ五三 林武史外三十名 この請願の趣旨は、第八六三号と同じである。

